

旧豊多摩監獄正門について公益から考える～ 日本建築家協会(JIA)からの要望点の整理

2021 04 26

1. 曳屋を選択した場合の、理由の明確化 および客観性の確保

- ・2019年10月の株式会社 建文 による学術調査書の7-7と7-8ページに、現地保存の原則・優位性を記述した上で、「その建造物の保護のためにどうしても必要な場合に許されるのが移築保存という方法」としつつ、「曳屋については慎重な判断が求められる」「区民の合意を得て」の選択肢、と記されています。

文化庁の答申からも、文化財の現状変更の可否については「十分に議論して認知しておく必要がある」との指摘を調査書は引用しています。

- ・2020年7月30日付の中野区文化財保護審議会の答申にも、「曳屋を選択する場合はその理由を明確化し、真正性を重視し旧中野刑務所敷地内で保存する」とあります。
- ・これらを踏まえ、また文化行政における意思決定を将来に亘って検証にたえるものとするためには、仮に曳屋を最終結論とする場合でも、恣意性を残さないよう、客観的な理由の明示が必要と考えます。

2. 今後の検討過程の透明化

- ・学術調査書や文化財保護審議会の答申はそれぞれ、その多くにつき依拠すべき知見ですが、建築や都市をめぐる専門家団体としてのJIAは、これらに加え、共存すべき新設小学校とこの文化財との連携的・全体的な視野を持つ団体です。2018年の秋以降、JIAはその視点から複数回、区に具体的な提言も行なってきました。
- ・仮に、文化財保護審議会答申の添付図と新設小学校の配置計画との両立可否の再検討の結果として、曳屋保存を結論とせざるを得ないとなった場合も、検討の与条件や過程が理解しやすく視覚化され、また広く衆知を集めることが担保されて初めて、結論の透明性が確保できます。たとえば、教育委員会の答申には「公開に当たっては、小学校新校舎における教育活動に影響が出ないよう充分配慮が望ましい」とあり、その点からすれば、東方向への曳屋も検討されるべきであるし、移動方向ごとの優劣も視覚化した上で比較されるべきと考えます。当然にそうした比較にあっては、JIAの持つ上記の全体的な視野も検討素材となるでしょう。
- ・学術調査書の7-8にも「建物単体の文化財価値だけでなく、都市基盤施設（小学校）と歴史的建造物の活用を含めた共存を考える必要がある」と記されており、この点の実現が必要です。

3. 検討へのJIAをはじめ 各方面の専門家の参加

- ・文化財保護審議会の答申には、修理復原、耐震補強、曳屋の場合、これらの検討のための会議体を設けるべきとしていますが、後段にては「文化財保護法の趣旨に鑑み、広く公開活用することが益々必要」として保存活用計画の策定も求めています。この後者についても、開かれた会議体の設置が望まれることは言うまでもありません。JIAはこれに参加する用意があります。
- ・市民、特に次世代にこの正門の文化的な価値が伝わり、また旧豊多摩監獄の有していた作品としての姿が理解されるような公開方法の検討が必要ですが、答申に言う「場内整備」はその重要な要素となります。これには建築・造園的な意匠配慮が不可欠であり、監獄の設計者である後藤慶二が作品に込めた想いに十分応え得る建築家の関与があってしかるべきでしょう。

また、上に記した、新設小学校との文化的な連携が望ましいことは、学校教育と社会教育の連続性から考えても明らかで、これらも含めた総合的な調整のシステムが必要と考えます。

以上